

2005年5月9日
財団法人放送セキュリティセンター

放送分野における認定個人情報保護団体の業務開始についてのお知らせ

当財団法人放送セキュリティセンター（理事長 森本 哲夫）は、4月12日に総務省より個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第37条第1項の規定に基づき「認定個人情報保護団体」として認定頂きましたが、5月10日を期して認定業務を開始する運びとなりましたので、ここに発表するとともに以下概略説明します。

記

（1）経緯

当財団は1990年（平成2年）10月に財団法人衛星放送セキュリティセンターとして発足以来、有料放送システムにおける暗号の管理などセキュリティに関する業務を行うとともに、有料方式技術に関する調査研究活動を行い、有料放送の健全な普及発展に努めて参りました。

当財団では上記の既存業務に加えて、個人情報保護法の全面施行に伴い、放送分野における「認定個人情報保護団体」としての業務を行うため、当財団の寄付行為を変更して、対象事業者の個人情報の適正な取扱いに関する業務を追加するとともに、名称を「財団法人放送セキュリティセンター（略称 SARC： Secure Broadcasting Authorization and Research Center）」に改称して、総務省に対し「認定個人情報保護団体」としての認定の申請を行い、4月12日に総務省より認定書の交付を受けました。

今般、この業務を担当する当財団内個人情報保護センターの事務所の改装もなり、認定業務に必要なスタッフ、設備等完備しましたので、5月10日より認定業務を開始するものです。

（2）認定個人情報保護団体としての業務内容

- ① 下記対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談の対応

② 対象事業者に対する個人情報の適切な取扱いを行う上で必要な情報の提供、並びに個人情報保護法その他の規範を遵守させるために必要な指導、勧告等

(3) 対象事業者

対象事業者としては衛星放送事業者とケーブルテレビ事業者のうち、当「認定個人情報保護団体」の認定業務の対象事業者となることに同意して頂いた事業者となります。本日現在同意書を頂いている事業者数は別紙の通り125社となります。

(4) 苦情・相談の受付先

苦情・相談は下記にて、電話、メール又は面談により受け付けます。

名称：財団法人放送セキュリティセンター内個人情報保護センター

住所：東京都港区赤坂2-21-25 マニユライフプレス赤坂ビル

電話：03-3585-6231(苦情・相談受付専用)

苦情・相談受付時間：午前10時から午後5時まで(土・日・祝祭日を除く。)

なお、午後12時から午後1時まではお昼休みとします。

メール：soudan@sarc.or.jp (苦情・相談受付専用)

URL：<http://www.sarc.or.jp>

以上